

よりそう、ほけん。
家族とつながるぜんち

東京海上日動の個人賠償責任補償付

ぜんちの あんしん保険

商品パンフレット

少額短期健康総合保険(無告知型)2019年創設

ともに助け、ともに生きる。

ぜんち共済株式会社

お問い合わせ、事故、入院のご連絡は

0120-322-150

平日10時～16時/土日・祝日・年末年始を除く

知的障害、発達障害、ダウン症、
てんかん、身体障害※、精神障害※

のある方のための総合保険

※就労されている方に限ります



引受保険会社

 ぜんち共済株式会社
関東財務局長(少額短期保険)第14号

〒102-0073 東京都千代田区九段北3-2-5九段北325ビル4階
TEL:03-6910-0850 FAX:03-6910-0851
URL:https://www.z-kyosai.com/



募文番号:24T-000538 (2024年7月作成)

取扱代理店

株式会社アライブ

〒107-0062

東京都港区南青山2丁目2-6-901

TEL:03-3479-4334 FAX:03-3479-5322

2024年7月作成

目次

あんしん保険の3つの特長・思い	3
あんしん保険の3大保障 (入院・通院/個人賠償責任補償/権利擁護費用補償)	4
保障内容と保険料について	10
プランの選び方・お支払いできない事例	12
保険金のご請求手続き	13
ご加入までの流れ	14
お客様の声・よくあるご質問	16
ぜんち共済ってどんな会社?	18



あんしん保険の3つの特長

障害のある方専門保険会社



障害のある方に **より添って20年。**

専門の保険会社ならではの障害者の特性を理解した保障と対応の良さが喜ばれています。

ご加入のお手続きがカンタン



お医者さんの診断書は不要、病歴等の **事前告知も必要ありません。**
持病があってもご加入できます。

持病があってもご加入できます。

※ご加入以前より発病していた病気、ご加入以前より発病していた病気と医学的に重要な因果関係がある場合は、入院保険金・死亡保険金のお支払いができません（詳細はP12をご覧ください）

保険料も「あんしん」



リーズナブルな保険料！

年齢・性別にかかわらず **一定した保険料** で充実した保障が受けられます。

あんしん保険の3大保障



1 入院(病気・ケガ)・通院(ケガ)をしたとき

入院(病気・ケガ)

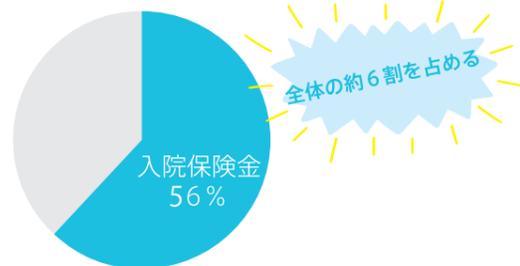
最高 **日額1万円** 1回の入院につき
30日または60日限度

プランの詳細はP10-P11をご参照ください

●入院の備えは大切です

保険金支払実績を見ると、2020年度「ぜんちのあんしん保険」は、約5億円の保険金をお支払いしました。入院保険金が占める割合は56%と最も多く、1件 当たり平均88,355円お支払いしました。

支払保険金の種目別割合



特定疾病入院も保障

(精神遅滞、発達障害、ダウン症、てんかん)

特定疾病(精神遅滞、発達障害、ダウン症、てんかん)で入院された場合には、ご加入以前より発症した場合でも特定疾病入院保険金をお支払いします。

通院(ケガ)

最高 **日額3千円** 1回の事故につき
30日限度

実際の治療費にかかわらず、通院日数に応じて、保険金をお支払いします。

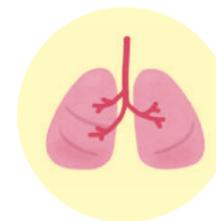
お支払事例



入院保険金(病気)

●10代男性 誤嚥性肺炎 入院21日(新A-2プラン)

→ 入院保険金 147,000円
入院一時金 10,000円



●40代女性 左乳癌 入院58日(新B-2プラン)

→ 入院保険金 464,000円
入院一時金 10,000円
手術保険金 40,000円



入院保険金(ケガ)

●40代男性 出勤中に自転車で転倒し、左大腿骨骨折
入院42日 通院28日(新B-2プラン)

→ 入院保険金 336,000円
入院一時金 10,000円
手術保険金 40,000円
通院保険金 84,000円

●10代男性 うどんを食べているときに、喉に詰まらせる
入院9日(新A-1プラン)

→ 入院保険金 45,000円
入院一時金 10,000円

特定疾病入院保険金

●20代女性 てんかん 特定疾病入院26日
(新A-1プラン)

→ 入院保険金 78,000円
入院一時金 10,000円

通院保険金(ケガ)

●10代女性 調理実習で左手人差し指をやけど
通院4日(新A-1プラン)

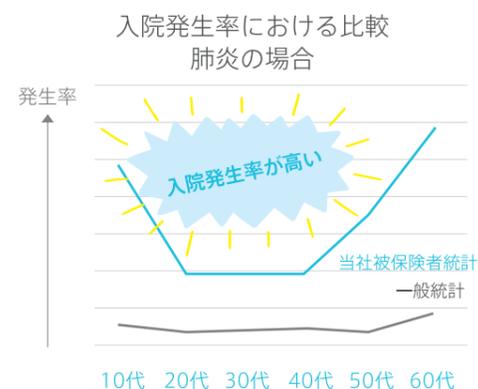
→ 通院保険金 8,000円



当社統計データより

入院発生率

当社被保険者統計と一般統計の比較



当社被保険者の入院発生率は、全年代を平均すると、一般統計に比べ、肺炎は約10倍高くなっています。

(一般統計データ：厚生労働省 平成29年度患者調査より)

実際に入院したら...

どのくらい入院する?

当社給付データによると平均入院日数は約18日です。病気によっては長期入院となるケースも

2 他人にケガをさせた、他人の物を破損したとき

「個人賠償責任保険金」

国内
最高 **5億円** (国外:1億円)

引受保険会社 東京海上日動火災保険



個人賠償責任補償(東京海上日動の示談交渉サービス付き)

【総合生活保険(個人賠償責任補償)】

国内外において、日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かったもの(受託品)^{*}を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。また、国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

^{*}携帯電話、スマートフォン、ノートパソコン、タブレット端末、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含みません。

もしも
このような事が
起こって
しまったら

●高額訴訟事例

平成25年7月 神戸地裁判決
自転車で62歳女性に正面衝突し意識不明の重体を負わせた小学生の母親に対し、9520万円の支払いを命じる判決



示談交渉サービス付き

損害賠償事故は加害者・被害者がいるため、双方の感情が複雑に絡み、当事者同士で示談交渉するのは困難です。また、当事者同士の話し合いによる示談などは非常に労力がかかります。そんな時はおまかせください。東京海上日動が示談交渉を行い円満に解決します。

【示談交渉サービスとは】

万が一お客さまが、事故や過失などにより法律上の損害賠償責任を負担することになった場合に、お客さまに代わって相手方・相手方保険会社と交渉を行うサービスです。



保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、東京海上日動の「重要事項説明書」P1をご確認ください。このページは東京海上日動の個人賠償責任補償の内容についてご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点がある場合には、ぜんち共済株式会社までお問い合わせください。ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、パンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

お支払事例

学校での事故

●小学校低学年男児 施設体育館ステージ下の窓ガラスにぶつかって破損

→ 16,647円

●中学生男子 学校のパソコンに誤って水をこぼし破損

→ 85,190円



日常生活での事故

●20代男性 通勤途中のバス内にてパニックに陥り相手とぶつかり負傷させた

→ 640,571円

●20代男性 店内でパニックになり、商品を破損

→ 400,890円



自転車の事故

●60代男性 自転車走行中に歩行者にぶつかり、左ひざなどを骨折させた

→ 9,122,910円

施設での事故

●10代男性 施設送迎車でパニックに陥りフロントガラスとルームミラーを破損

→ 224,835円

●20代男性 施設のドア・壁等を破損

→ 529,740円

自転車保険について

全国的に自転車利用者等に対する自転車損害賠償保険等への加入を義務とする条例が各自治体にて施行されており、2020年4月からは東京都や奈良県等にて自転車損害賠償保険等への加入が義務付けられております。

ぜんち共済が提供する、「**ぜんちのあんしん保険**」においては、**個人賠償責任補償が付帯**されており、各自治体の条例にて求められる**自転車損害賠償保険に対応する保険(個人賠償責任保険)**となります。

NEW

就労応援プラン



職業従事中の事故対応費用補償 (総合生活保険(個人賠償責任補償))

個人賠償責任補償では補償の対象外であった

「職業従事中^{※1}に他人にケガをさせたとき、他人の物を壊したとき」も補償します。

(1事故につき10万円限度、自己負担額3,000円)

施設等の管理責任や個人の賠償責任の有無に関係なくお支払いします。^{※3}

^{※1} 職業または職務に従事している間もしくは職業訓練^{※2}を受けている間

^{※2} 障害者総合支援法に基づく就労移行支援および就労継続支援B型を含みます。

^{※3} 財物に対する加工、解体、据付、組立、修理、清掃、点検、検査、試験または調整等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害については補償の対象外です。ただし、これらの事由に起因して火災または破裂、爆発が発生した場合は除きます。

3 被害事故・トラブルに巻き込まれたとき(権利擁護費用保険金)

権利擁護費用保険金

弁護士
委任費用 **100万円**

法律相談
費用 **5万円+** 接見
費用 **1万円**



※いずれも実費を補償

権利擁護費用保険って？

障害のあるご本人が被害事故※に遭ってしまった場合、解決をするために弁護士に相談をする費用や、相談後、委任をするための費用です。

法律相談
費用 平均 **14,682円**

弁護士
委任費用 平均 **214,632円**

(2022年度支払実績)

※被害事故とは…

虐待

(身体的暴行、性的虐待、放棄・放置、
心理的虐待、経済的虐待)

雇用現場での差別

(雇用現場での差別、
合理的配慮の不提供)

財物損壊

(所有物を壊されたときなど)

消費者被害

(詐欺または不当な商法により商品
を買わされてしまったときなど)

もらい事故

(他人から受けた事故による
ケガや病気)

逮捕・勾留

(警察に身体拘束された時
※接見費用1万円まで)

お支払事例

- 10代男性 交通事故にあったが、相手の保険から補償が受けられない

→ 弁護士委任費用 **653,067円**

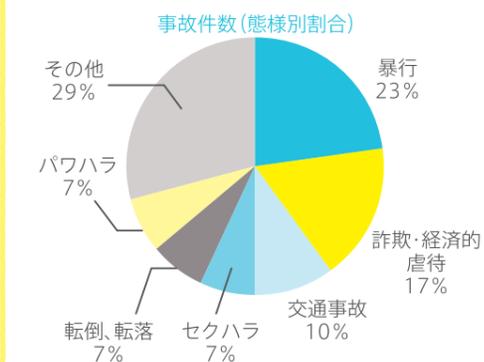
- 20代女性 騙されて、複数の携帯電話の契約をさせられた

→ 弁護士委任費用 **716,480円**

- 20代男性 勤務先でパワハラを受けた

→ 法律相談費用 **15,000円**
弁護士委任費用 **326,390円**

様々な権利侵害事案が生じています。



豊富な実績!!

皆様に選ばれています

ぜんち共済は長年にわたり、たくさんの方々へ保険サービスを提供してまいりました。これからも、皆様にご満足いただくサービスを提供し続けると共に、より多くの障害を抱える方々をサポートしてまいります。

契約件数

59,458 件
2024年3月末現在

支払人数

75,000 人
2008年4月から2024年3月末まで(合計人数)

支払総額

73億 8,183万
3,282円
2008年4月から2024年3月末まで(合計金額)

Q 権利擁護費用保険金の請求方法を教えてください。

A 当社にご連絡いただき、被害事故に該当する場合には、法律相談書をお送りします。最寄りの弁護士(司法書士)に相談(法律相談費用は5万円までの実費)される際、法律相談書を持参してください。
ご相談後、法律相談書に弁護士の見解を記入してもらった後、当社にその他の書類とともに送りください。
法律相談書の内容をもとに、弁護士委任費用(100万円までの実費)の対象になるかを審査します。

保障内容と保険料について



新B-2(入院重点プラン)か新C-3(充実保障プラン)にご加入の場合は、65歳以降、新A-1(ベーシックプラン)、新A-2(おすすめプラン)に変更し更新してください。

プラン名	新A-1 ベーシック プラン	新A-2 おすすめ プラン	就労応援 プラン	新B-2 入院重点 プラン	新C-3 充実保障 プラン	
ご加入いただける被保険者の年齢	満5歳～満74歳	満5歳～満74歳	満5歳～満74歳	満5歳～満64歳	満5歳～満64歳	
万一時 病气やケガで死亡したとき/ケガで特定重度障害状態になったとき※1 (死亡保険金/特定重度障害保険金)	10万円	10万円	10万円	50万円	120万円	
特定疾病で死亡したとき (特定疾病死亡保険金)※2	10万円					
病气・ケガのとき	特定疾病以外の病气・ケガで入院したとき (入院保険金) 1日につき	5,000円 1回の入院につき30日限度	7,000円 1回の入院につき30日限度	7,000円 1回の入院につき30日限度	8,000円 1回の入院につき60日限度	10,000円 1回の入院につき60日限度
	てんかんなど特定の入院 (特定疾病入院保険金)※2 1日につき	3,000円 1回の入院につき30日限度				
	入院保険金が支払われたとき(入院一時金)	10,000円				
	1泊2日以上入院に伴い、公的医療保険 対象の手術を受けたとき※1(手術保険金)	10,000円	20,000円	20,000円	40,000円	50,000円
ケガで通院したとき (傷害通院保険金) 1日につき	2,000円 1回の事故につき30日限度	3,000円 1回の事故につき30日限度	3,000円 1回の事故につき30日限度	3,000円 1回の事故につき30日限度	3,000円 1回の事故につき30日限度	
トラブルのとき	被害事故が生じたとき※1 (権利擁護費用保険金)	5万円 までの実費				
	弁護士に法律相談したとき (法律相談費用)	100万円 までの実費				
	弁護士に委任したとき (弁護士委任費用)	1万円 までの実費				
他人に損害を与えたとき	日常生活	東京海上日動の示談交渉サービス付き (国内の事故に限る) 個人賠償責任保険金 ※4 国内: 5億円 (国外: 1億円)				
	職業従事中	被害者見舞・治療等費用	— (補償対象外)		1事故につき、合算して 10万円 限度 (自己負担額 3,000円)	— (補償対象外)
合計保険料	【月払の場合】(一か月にお支払いいただく保険料)* *初回保険料には、東京海上日動の示談交渉サービス付き個人賠償責任補償の保険料相当分を一括で請求いたします。2か月目以降は、当該補償を除いた保険料相当分を分割請求いたします。	1,300円 (初回保険料のみ 5,800円※3)	1,700円 (初回保険料のみ 6,200円※3)	1,700円 (初回保険料のみ 7,600円※5)	2,700円 (初回保険料のみ 7,200円※3)	3,700円 (初回保険料のみ 8,200円※3)
	【年払の場合】(1年間にお支払いいただく保険料)	18,500円※3	22,500円 ※3	23,900円※5	32,500円※3	43,500円※3

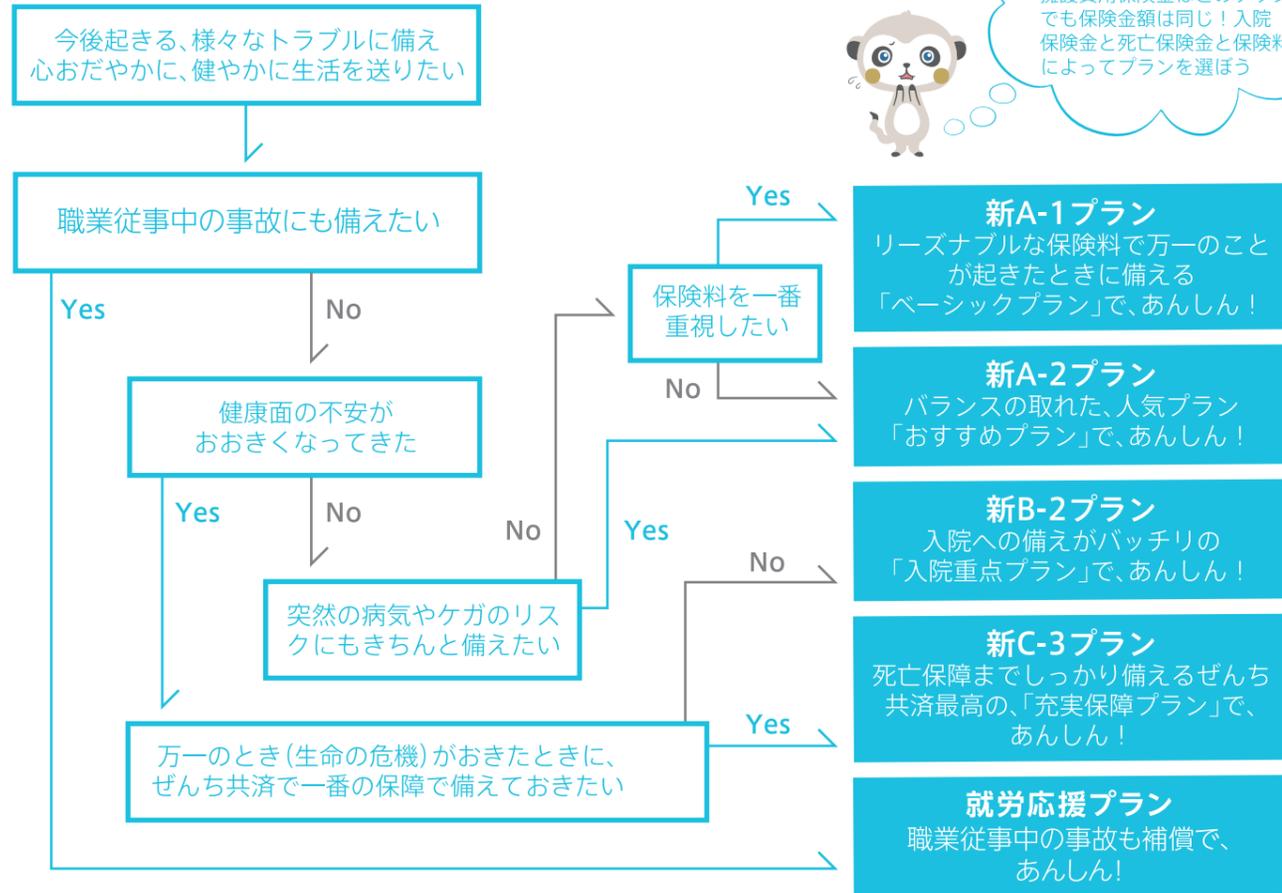
必ずお読みください

- 次の場合には、保険金のお支払い対象となりません。
 - 責任開始日以前に発病(特定疾病を除く)、または責任開始日以前に受傷したケガが原因で入院した場合。
 - 入院の原因となった疾病(特定疾病を除く)またはケガが、責任開始日以前に発病(特定疾病を除く)または受傷していたものと、医学的に重要な因果関係にある場合。
 - 精神疾患(例:統合失調症、うつ病、適応障害など)により入院した場合。 ○ 契約前から入院中である場合、または契約前に入院治療の予定が決まっている場合。
- 保険期間内(1年間)にお支払いできる入院保険金、特定疾病入院保険金、入院一時金、手術保険金、傷害通院保険金の合計額は80万円までとなります。
- 保険期間内(1年間)にぜんち共済でお支払いできる全ての保険金の合計額は1,000万円までとなります。
- 詳しくは、「ご契約に際しての重要事項」「約款」をご覧ください。

- ※1 「特定重度障害状態」「公的医療保険対象の手術」「被害事故」についての詳細は約款をご覧ください。
- ※2 特定疾病とは…精神遅滞、発達障害、ダウン症、てんかんをいいます。特定疾病死亡保険金・特定疾病入院保険金は責任開始日から30日間はお支払いしません。
- ※3 東京海上日動の示談交渉サービス付き個人賠償責任補償保険料(4,500円)は、上記の合計保険料に含まれております(月払の場合は初回保険料のみ)。
- ※4 補償内容が同様の個人賠償責任保険(個人賠償責任保険以外の保険契約の特約を含みます。)にすでに加入されている場合は、ぜんち共済までお問い合わせください。
- ※5 東京海上日動の示談交渉サービス付き個人賠償責任補償および職業従事中の事故対応費用補償特約の保険料(5,900円)は、上記の合計保険料に含まれております(月払の場合は初回保険料のみ)。

あなたに最適なプランは？

個人賠償責任保険金と権利擁護費用保険金はどのプランでも保険金額は同じ！入院保険金と死亡保険金と保険料によってプランを選ぼう



もしものとき、どうしたらいいの？ 保険金のご請求手続き



- 1 保険事故の発生！**
 - 突然の病気やケガで入院
 - 第三者の物を壊してしまった など
- 2 請求のご連絡**

保険証券又は保険契約更新証に記載の証券番号をご確認の上、当社コールセンターへお電話ください。
Tel: 0120-322-150
- 3 必要書類のご案内**

請求内容を詳しくお伺いし、必要書類のご案内・請求書類を郵送いたします。
- 4 請求書類のご返送**

請求書類にご記入・必要書類をご準備いただき、当社へご返送ください。
- 5 請求書類の内容確認**

お送りいただいた書類を確認し、審査いたします。
- 6 請求書類の内容確認**

審査終了後、保険金をご指定の口座にお振込みいたします。
- 7 支払通知の郵送**

お支払手続き完了後「保険金支払通知」を郵送いたしますので内容をご確認ください。

保険金をお支払いできない主な事例



- 入院** 入院保険金
- 日帰り入院
 - ご加入以前より発病していた病気や受傷していたケガ※
 - ご加入以後に発病した病気や受傷したケガが、ご加入以前より発病していた病気や受傷していたケガと医学的に重要な因果関係がある場合※
 - 精神疾患、先天疾患など※
- ※精神遅滞、発達障害、ダウン症、てんかんは特定疾病入院保険金でお支払いします。
※詳細は、「重要事項説明書」、「約款」をご覧ください。
- 個人賠償** 個人賠償責任保険金
- 仕事上の事故 (例) 製品を組み立てている時に落として破損させた
 - 親族に対する事故 (例) 同居の父親の眼鏡を落として破損させた
 - 車の所有・使用・管理に関する事故 (例) 助手席ドアを開けて隣の車のドアをへこませた
- ※詳細は、「重要事項説明書」、「約款」、東京海上日動の「重要事項説明書」をご覧ください。
- 通院** 傷害通院保険金
- 「急激かつ偶然な外来」の要件を満たさないケガ
- | 急激 | 偶然 | 外来 |
|----------------------------------|---------------------|---------------------|
| その事故が突発的に発生し、事故からケガまで時間的な間隔がないこと | 原因または結果の発生が予知できないこと | ケガの原因が体の外からの作用であること |
- (例) てんかん発作による頭部打撲
⇒ケガの原因であるてんかん発作は体の中の作用(病気が原因)であるため「外来」の要件を満たしていません
※詳細は、「重要事項説明書」、「約款」をご覧ください。

※上記は基本のお手続きをご説明しています。お客様のご請求内容によっては、上記と異なるケースや当社から別途お願いする内容がございます。あらかじめご了承ください。
※個人賠償責任補償に係る事故の場合、原則として東京海上日動が対応いたします。

ご加入までの流れ

1 事前のご確認事項

ご加入条件



年齢・性別にかかわらず
保険料は一定

年齢 満5歳～74歳まで (プランにより異なります)
ご継続の方に限り75歳～84歳までのプランもご用意しています。

対象の方

- ・知的障害 ・発達障害 (自閉症、アスペルガー症候群、AD/HDなど) ・ダウン症 ・てんかん
- ・上記内容に当てはまる方とご家族、ご親族。
- ・身体障害*のある方 ・精神障害*のある方
- ・当社が認める方、及び当社が認める団体・施設・企業に所属している職員の方とご家族。

*身体障害のみまたは精神障害のみの場合は現在就労されていることがご加入の条件です。
また、精神疾患は保障の対象外です。

2 お申込みから保障の開始までの流れ

「ぜんちのあんしん保険」は**毎月20日**がお申込みの締切日。
毎月いつでもご加入いただけます。

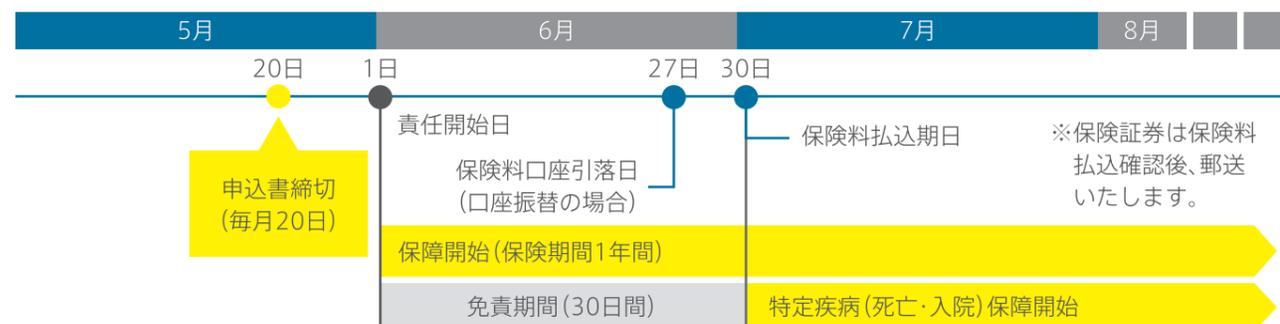
20

毎月20日までに当社に申込書が届き、当社が当月末までに保険契約のお引受けを承諾した場合に翌月1日から保障(責任)が開始されます。

ただし、特定疾病死亡保険金、特定疾病入院保険金は、責任開始日から31日目以降に死亡または開始された入院が保険金のお支払いの対象となります。

保険期間は、責任開始日から1年間です。保険期間満了日までにご契約を更新しない旨の書面による通知がない場合は、ご契約は更新されたものとします。

お申込みから保障開始までのスケジュール例



※ご注意ください

保険契約申込書を送付いただいても、保険料の払込みがない場合、契約は無効となり、保険金のお支払いはできません。

3 お申込み

1 申込書のご記入 お客様



パンフレットに記載されている保障内容等を十分ご確認ください。
「保険契約申込書」に必要事項を黒のペンまたはボールペンでご記入ください。

ご確認ください

- ご加入条件を満たしていますか?(年齢、対象者)
- プランはお選びになりましたか?
- 重要事項はご確認くださいましたか?

2 ご返送 お客様



「保険契約申込書」と「記入例」を切り離し、同封の返信用封筒でご返送ください。

※お送りいただいた書類内容に万が一、不備があった場合は、すみやかにご連絡いたします。

3 保険契約の成立 当社



毎月20日当社到着が締切となり、翌月1日から保障(責任)が開始されます。

※「ぜんちのあんしん保険」は生命保険料控除の対象ではありません。当社の属する少額短期保険業については、法律により保険料が生命保険料控除の対象として認められておりませんので、「控除証明」等を発行することもできません。

4 保険料の払込みについて



口座振替の場合: 保障(責任)を開始した月の27日(休日の場合は翌営業日)に指定の金融機関口座から引き落としとなります。
振込用紙による振込: 保障(責任)を開始した月の末日までに払込んでください。

お客様の喜びの声、感謝の声



息子が、高額な物（26万円）を破損して困りはてていましたが、保険金をいただいて本当に助かりました。



体は健康でも、発達障害の診断がついてからでも入れる保険がほとんどないのでありがたいと思った。



書類の記入方法を問い合わせしたところ、とても親切で優しい方に対応頂き、ぜんちに加入して良かったなと思いました。



自分の言葉で状況説明できない子供が、この先どんな思いもよらないトラブルに巻き込まれるか分からないので、このような保険はとても心強いです。



入院になると部屋代だけで2万円は超えてしまいますし、いろいろ出費が多くなるので助かります。もっと早くから知っていたら... と思いました。



入院時は、通常の生活費に加え、付添いの費用も多大にかかる中、保険金の支払いが早くて助かりました。保険に加入している安心感で付添いの私も穏やかに過ごせました。



月々の保険料が安価で、家族も入れる保険なので良心的だなあと思って申し込みました。

大好評！

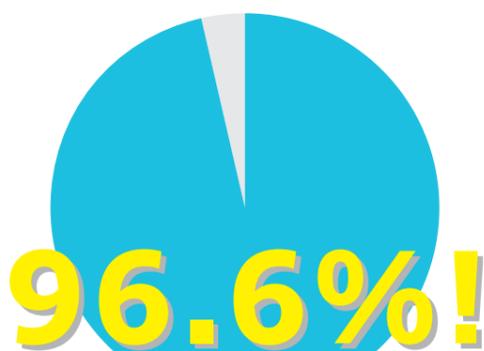
ぜんち共済の無料オンラインセミナー

ぜんち共済では、無料のオンラインセミナーを開催しており、多くの方がライブ参加されています。

テーマは「親なきあと」「障害年金」「きょうだい」「施設様の支援力アップ」など様々。ぜひ、ぜんち共済HPからチェックしてみてください！



契約更新率



2022年度



よくあるご質問



- Q** 精神障害と知的障害がありますが、加入はできますか？
- A** 知的障害・発達障害・ダウン症・てんかん・身体障害・精神障害がある方であれば、他の障害との重複があってもご加入できます。ただし、身体障害のみまたは精神障害のみの場合は現在就労されていることがご加入の条件です。また、精神疾患は保障の対象外です。
- Q** 手帳交付を受けていませんが保険に加入できますか？
- A** 障害があると診断された方であれば、手帳交付の有無にかかわらずご加入できます。なお、ご加入に際して診断書や手帳のコピー等のご提出は必要ございません。
- Q** 現在薬を飲んでいますが保険に加入できますか？
- A** 既往症があってもお薬を服用されていてもご加入できます。ただし、ご加入後に発症した病気やケガが保障の対象となりますので、現在お薬を飲んで治療している病気は保障の対象外となることをご了承ください。（精神遅滞、発達障害、ダウン症、てんかんが原因で入院された場合には、ご加入以前より発症した場合でも「特定疾病入院保険金」をお支払いします。）
- Q** 他社の保険に加入していますが、「ぜんちのあんしん保険」に加入しても問題ありませんか？
- A** 問題ございません。ただし、個人賠償責任保険金や権利擁護費用保険金の各保険金に關しましては、実際の損害額を超えて複数の保険会社から保険金が支払われることはございませんのでご注意ください。
- Q** 保険料の支払い方法は？
- A** 口座振替と金融機関・コンビニでの払込み、クレジットカード払があります。※クレジットカード払はインターネットでお申込みされた場合のみです
- Q** 年払ではなく、月払にしたいのですが？
- A** 月払でのお支払いも可能です。その場合のお支払方法は口座振替またはクレジットカード払のみとなります。
- Q** 自宅での破損は対象外というのはわかるのですが、祖父母宅はどうでしょう？
- A** 別居しているご親族宅での事故は対象になります。

なぜこの保険料で障害者保険を運営できるの？

長年に渡り、多くの根強いぜんち共済ファンの親御様・施設様に支えていただいているおかげです。また、保険商品の数を絞る等、効率的な運営を心掛けており、社員30人程度で事業を行っています。近年ではインターネットを通じての営業にも力を入れていることも理由です。これらにより、できる限りのリーズナブルな保険料の実現・手厚い保険料支払いを可能としています。

ぜんち共済ってどんな会社？

知的障害・発達障害がある方のために生まれた 専門保険会社



ぜんち共済株式会社
代表取締役社長 榎本 重秋

設立経緯

ぜんち共済は、2000年7月に相互扶助の精神に基づいて、全国の知的障害者とその関係者の方を対象として福利厚生制度を行うために設立された全国知的障害者共済会を前身としています。

これまで、知的障害があるが故に十分な保障が受けられなかった方々にとって大変素晴らしい共済であると多くの方から高い評価を得てまいりました。

2006年の保険業法の改正に伴い、2万人を超える加入者の受け皿として、さらには一人でも多くの知的障害・発達障害のある方が、今後も幸せで平穏な生活を送れることを願い、「ぜんち共済株式会社」が新たな株式会社として誕生しました。

ともに助けともに生きる

障害があっても「地域で」「社会で」普通に暮らす。万が一の備えが不十分だと、地域社会で安心して暮らせていけません。障害のあるご本人様はもとより、ご家族の皆様も日々不安でいっぱいかと思えます。しかし、事故は時と場所を選ばず容赦なく襲ってきます。

トラブルの際、ご家族の皆様だけで困難を抱えるのではなく、つながり、よりそう保険でありたい。わずかでもご家族の皆様・福祉関係者の肩の荷がおりる、そんな保険でありたいと願っています。

ぜんち共済は「社会に必要とされる真の保険会社」を目指すとともに、誰にとっても幸せな「共生社会」の実現に向け、皆様の「安心した生活」を支える一助になることを役職員一同目指しています。

5人の顧問弁護士のご紹介

佐藤 彰一 (PAC法律事務所)

全国権利擁護支援ネットワーク顧問を務め、成年後見や虐待防止など障害のある方の権利擁護関連の社会活動に広く関わっています。

村田 雅夫 (村田・若槻法律事務所)

企業法務を中心として、病気や障害がある子どもの人権問題等の分野でもご活躍中です。

関哉 直人 (関哉法律事務所)

後見選挙権訴訟弁護団事務局長として東京地裁「勝訴」に携わりました。

藤原 家康 (藤原家康法律事務所)

障害のある方の権利等の憲法や行政に関する問題に多く関わっています。

喜多 俊弘 (東桜法律事務所)

少額短期保険業に関する保険契約の問題に多く関わっています。

東京海上日動の個人賠償責任補償にご加入の皆さまへの

サービスのご案内



「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ!東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

メディカルアシスト

自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

■緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

■医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

■予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

■がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩み、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

■転院・患者移送手配*1

転院される時、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

●受付時間*2

24時間365日

☎ 0120-708-110

*1 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。 *2 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。

デイリーサポート

自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話での相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

■法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

ホームページアドレス

www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consult/input.html

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

■社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

■暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。



●受付時間(いずれも土日祝日・年末年始を除く)

■暮らしの情報提供 午前10時～午後4時 ■税務相談 午後2時～午後4時
■法律相談 ■社会保険に関する相談 午前10時～午後6時

☎ 0120-285-110

介護アシスト

自動セット

お電話にて高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

■電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。

■各種サービス優待紹介*2

「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といった高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3 ※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

■インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

ホームページアドレス
www.kaigonw.ne.jp



●受付時間(いずれも土日祝日・年末年始を除く)

■電話介護相談 ■各種サービス優待紹介 午前9時～午後5時

☎ 0120-428-834

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

*2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください)に限りご利用いただけます。

*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

ご注意ください(各サービス共通)

・ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方(以下サービス対象者といいます。)*3のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)*3)とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。
・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。

・メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚姻とは異なります。
*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。